

転 出 さ れ る 方 へ

能勢町役場 住民課(住民票・戸籍) 電話 072-734-2107(直通)

- ◆ 新しい住所地にお住まいになった日から14日以内に、新住所地の市区町村役所(場)へ転入届を出して下さい。
正当な理由がなく、転出先への転入届が遅れますと、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。
- ◆ 新住所地での転入届には、『個人番号カードまたは住民基本台帳カード』が必要です。
代理人が届出されるときは委任状が必要な場合があります。転入先の市区町村によっては『認印』が必要な場合があります。
- ◆ 異動される方の中に個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、継続利用処理を行いますので、転入届の日から 90 日以内に転入先の市区町村役所(場)に該当カードをご持参ください。
- ◆ 転出が取りやめになった場合は、必ず『転出証明書』を持って、住民課(住民票・戸籍)窓口又は住民サービスセンターへ転出の取消しの届出をして下さい。
- ◆ 転出証明書の内容に変更があった場合は、転出証明書はそのまま、新住所地で転入の際に変更事項を申し出て下さい。

次の事項に該当される方は、手続きを行って下さい

対象になる方	能 勢 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
印鑑登録を されている方	・<u>転出(予定)日付で印鑑登録を削除します。</u> ・印鑑登録証(カード)をお返しください。 【住民課(住民票・戸籍) ☎734-2107】	・必要な方は、登録される印鑑を持って新たに手続きをしてください。 <u>(詳しくは転入地でお尋ね下さい。)</u>
国民健康保険 加入者	・住民課(保険医療)窓口で資格喪失の手続きをしてください。また保険証をお返しください。 ※<u>国保税の納め忘れがないか、確認してください。</u> 【住民課(保険医療) ☎731-3202】	・転入届の際に、担当窓口で改めて手続きをしてください。
後期高齢者医療保険 加入者	・住民課(保険医療)窓口で住所地変更の手続きをしてください。また、保険証をお返しください。 ※他府県へ転出される場合は窓口で<u>負担区分等証明書</u>を受取ってください。 【住民課(保険医療) ☎731-3202】	・<u>担当窓口で住所地変更の手続きをしてください。</u> ※<u>負担区分等証明書を提出してください。</u>
重度障がい者 医療費助成制度 ひとり親家庭 医療費助成制度 子ども医療費助成制度 の対象者	・住民課(保険医療)窓口で資格喪失の手続きをしてください。また、医療証をお返しください。 【住民課(保険医療) ☎731-3202】	・市町村で制度が異なる場合がありますので、<u>事前に新住所地の担当窓口へお問い合わせください。</u>
国民年金 加入者	・届出の必要はありません。	・転入に係る手続きはありません。
各種年金 受給者	・届出の必要はありません。	・転入に係る手続きはありません。

対象になる方	能 勢 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
介護保険 加入者	[資格喪失の手続き(主に 65 歳以上の方)] <u>介護保険証と印鑑をご持参の上、健康づくり課(包括支援)窓口で手続きをしてください。</u> <要介護(要支援)認定をお受けの方> ・資格喪失の手続きを行い、<u>受給資格証明書</u>を受け取ってください。 ・転入先の介護担当窓口提出してください。 <転入先が施設の場合> ・健康づくり課(包括支援)窓口にお問い合わせください。 ※<u>介護保険料の納め忘れがないか確認してください。</u> 保健福祉センター 【健康づくり課(包括支援) ☎731-2160】	<要介護(要支援)認定を受けておられる方> ・<u>受給資格証明書</u>を介護担当窓口提出してください。 ※<u>新住所地での転入日より 14 日以内に手続きを</u>してください。 ※<u>転入日から 14 日を過ぎますと、この証明書は無効となります。</u>
児童手当 受給者 (公務員を除く)	・福祉課(福祉)窓口で<u>児童手当受給事由消滅届出</u>をしてください。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	・担当窓口印鑑、<u>厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明、振込口座のわかるもの</u>を持参し、<u>転出予定日の翌日から 15 日以内に手続きを</u>してください。 15 日を過ぎますと児童手当の認定情報の引きつぎが出来なくなることがあります。
児童扶養手当 受給者	・福祉課(福祉)窓口で転出の手続きを行ってください。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	・担当窓口印鑑、<u>児童扶養手当証書</u>を持参してください。
特別児童扶養手当 受給者	・福祉課(福祉)窓口で転出の手続きを行ってください。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	・担当窓口印鑑、<u>特別児童扶養手当証書</u>を持参してください。
障害福祉サービス等 の受給者	・手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当窓口にお問い合わせいただきから、手続きしてください。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	・担当窓口印鑑と<u>手帳</u>をご持参の上、<u>住所変更の手続きを行ってください。</u>
原動機付自転車を 登録されている方 (~125CC)	・理財課(税務)窓口印鑑、ナンバープレート、<u>標識交付証明書</u>を持って、<u>登録抹消の手続きを</u>してください。<u>廃車証明書</u>をお渡します。 【理財課(税務) ☎734-0153】	・<u>廃車証明書</u>を持って転入先担当窓口で登録の手続きをしてください。 ・具体的な手続きは転入先の担当窓口でお尋ねください。

対象になる方	能 勢 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
水道 所有者及び使用者	・<u>下記連絡先にお問い合わせください。</u> 大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター (現 豊能水道センター) 豊能町東ときわ台 1-2-3 ☎ 738-3311(直通) 738-7527 営業時間 午前 9 時～午後5時半 (土、日、祝日、年末年始を除く)	・転入先の担当窓口で<u>使用開始の手続き</u>を行ってください。
町立小中学校 児童・生徒	・学校教育総務課(学校指導)窓口で転校手続きを行ってください。 【学校教育総務課(学校指導) ☎734-2693】	・転入の届出の際、担当窓口で<u>在学証明書</u>を提出し、転校手続きを行ってください。
犬を飼われている方	・地域振興課(美化衛生)窓口で飼犬登録の確認をしてください。 西館 2 階 【地域振興課(美化衛生) ☎734-3171】	・担当窓口で飼犬登録の変更を行ってください。
下水道供用開始区域内(下水道が利用できる区域)に住まれている方	・下水道<u>使用者の変更等</u>手続きを行ってください。(下水道へ接続済の場合のみ必要) ・家屋等の所有者に<u>変更がある場合は、受益者変更手続き</u>を行ってください。 ※下水道使用料、下水道受益者負担金(分担金)に未納分がある場合は、<u>手続きを行ってください。</u> 能勢浄化センター 【地域整備課(下水道) ☎734-3403】	
し尿汲取りを 申し込まれている方	・世帯全員が転出され、汲取りが必要でなくなる場合は、<u>連絡してください。</u> ※<u>汲取り料金に未納がある場合は、手続きを行ってください。</u> し尿処理施設 【☎731-3089】	
海外へ 転出される方	・海外で国政選挙に投票するための<u>在外選挙人名簿への登録申請</u>が可能です。 ・登録希望の方、お問い合わせは、能勢町選挙管理委員会事務局へご連絡ください。 【能勢町選挙管理委員会事務局 ☎734-0479】	
すべての転出者	※<u>町税の納め忘れがないか、理財課(徴収)で確認してください。</u> 【理財課(徴収) ☎734-0086】	